

行政減量・効率化有識者会議（第9回）議事概要

1. 日時

平成18年4月14日（金） 9:00～12:00

2. 場所

総理官邸3階南会議室

3. 出席者

〔委員〕

飯田亮（座長）、朝倉敏夫（座長代理）、逢見直人、翁百合、小幡純子、樫谷隆夫、菊池哲郎、高原慶一郎、富田俊基、船田宗男、宮脇淳、森貞述の各委員

〔内閣官房〕

坂篤郎内閣官房副長官補、松田隆利行政改革推進事務局長、上田紘士公務員制度等改革推進室長 ほか

〔財務省〕

日野康臣理財局次長、細田隆理財局国有財産企画課長、吉村宗一大臣官房地方課長

〔国土交通省〕

中島正弘大臣官房総括審議官、奥田修一大臣官房官庁営繕部長、池内眞一大臣官房官庁営繕部管理課長、矢口彰国土地理院長、大竹重幸国土地理院総務部長

4. 主な議題

財務省からのヒアリング（国有財産管理関係）

国土交通省からのヒアリング（官庁営繕関係）

国土交通省からのヒアリング（国土地理院関係）

5. 議事の経過

(1) 財務省からのヒアリング（国有財産管理関係）

資料1-1、1-2及び1-3に沿って、財務省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

（参考）財務省の回答のポイント

- ・ 今後5年間（平成18～22年度）は新規増員要求を行わないこととし、5年間 10%超（181人）の定員の純減を実施（既定の定員合理化計画による分を含む。）
- ・ 国有財産法に基づき財務大臣の総括権を行使する業務であり、国自ら行う必要がある。ただし、定型的業務は民間委託を推進。
- ・ 行政財産と普通財産は、相互の入替え等があるため、一体として取り扱う必要がある。

- ・純減数や増員要求を行わないことを明言している点を評価する。高度利用等のノウハウを有する民間シンクタンクなどの知見を定型的業務の委託以外にも活用すべき。
- ・財務事務所、財務出張所の統廃合の余地はないのか。国有財産管理を全事務所・出張所で行う必要はない。
- ・国土交通省の官庁営繕業務との重複はないのか。民間では一緒にやっている。
- ・政府部内の内部管理的な間接業務であり、各省や国立大学にも同じ業務がある。各省共通的な業務の見直しを検討する余地がある。財務省のような中核的な官庁が範を示し改革を行うことで、全体の改革が進む。民間委託については、定型的な業務に限定するのではなく、もう少し踏み込んだ姿が見えるようにすべき。
- ・行政財産は各省が管理しているが、減量化し定員を削減しても庁舎スペースが減らなくては意味がない。総括権の行使は効率化のために必要であるとしても、それ以外の業務について、もう少し踏み込めるのではないか。普通財産の管理については、困難事案の処理も含めて民間のノウハウを利用すべき。物納財産が将来的に増加するかどうかは景気などに左右される話。独法化すると業務が固定されるので、民間委託の方がよい。宿舎については、定型的業務にこだわらず、民間委託の可能性を更に検討されたい。
- ・行政機関全体としての間接部門については、縦割りで別となっているが、見直しが重要と思う。外部委託については制約が多い。例えば、宿舎の規程などで制約要因となっているものがある。見直して、他の官庁の模範となるものを示してもらいたい。
- ・国有財産は、税と表裏一体の関係にあり、適切な管理が必要。回答は他省と比べて模範となるが、これからのIT化の進展等を踏まえ、不断の見直しが必要。1兆円の資産売却については、税金であるとの観点から適切に行ってもらいたい。
- ・5年間で定員を181人純減し約1,600人とする内容で他の委員の評価も良いが、過大評価ではないか。企業で言えば管財部門。約1,600人も人数はとても抱えられない。範を垂れるのであれば、他省との比較ではなく、ゼロベースで見直していただきたい。
- ・普通財産の管理について、行政目的に使用していないのに国家公務員が直接管理する必要があるのか。行政財産と普通財産を一体として管理しているとのことだが、絶対に分離できないのか。また、分離できないとするのなら、独立行政法人化できないか。
- ・物納財産の調査は、本来国税庁がやればよいのではないか。
- ・国有財産の評価はかなりルーズだと思う。民間は税務署から厳しく管理しろと言われるが、国有財産は帳簿と登記が合っているか分からない。しっかり管理してもらいたい。
- ・総務省は土地開発公社について身軽になれと言っている。財産をいかに活用するかが課題。財産を持っているから大変で、いかに身軽になるかで業務のやり方が変わる。
- ・各省に重複した業務がある。横断的に見るのが、この会議の目的に資するもの。
- ・コスト削減は水田に足を突っ込むようなもの。力を入れて踏み込むとコストが落ちる。これで終わりではなく一層の努力をお願いしたい。国と地方に800兆円を超える債務がある中での回答。もっと考えてもらいたい。

以上のような意見交換を経て、財務省に対して、次のように伝えた。

- ・本日の指摘を踏まえ、更なる削減方策について検討を行い、行政改革推進事務局に報告していただきたい。その報告の内容を踏まえて、再ヒアリングの要否も含め今後の進め方を

決定することとしたい。

(2) 国土交通省からのヒアリング（官庁営繕関係）

資料2に沿って、国土交通省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

（参考）国土交通省の回答のポイント

- ・ 具体的な純減数を示していない。
- ・ 立法、行政、司法の各国家機関が事務を行うために必要な空間及び機能を提供・維持することは国自らが行うべき業務であり、独立行政法人への移行はできない。
- ・ 職員による保全のための実施指導はその成果を関係法令や基準の設定・改正にフィードバックさせる必要があり、両者は一体不可分。
- ・ 設計・施工等の実施事務については、原則として全て民間委託を実施。

- ・ 民間の建築物と官庁の建築物とで何が違うのか。耐震や保全などは建物については同じではないか。官庁の建築物に限り国がやらなければならないということが理解できない。
- ・ 具体的な純減数の検討要請についていまだに作業中であるというのでは、ゼロ回答と言わざるを得ず、残念である。少なくともどういう段階にあり、どういう観点から作業しているのかは説明してもらいたい。また、検討要請対象として5年5%をはるかに上回る純減数を期待されているということも改めて認識していただきたい。
- ・ これまでのヒアリングでは試算した仮定の削減数であっても、あえて示してきた役所もあった。官庁営繕についてはそれも出せないのか。
- ・ 純減方針は閣議決定事項であるが、純減数が出せないということは閣議決定に従わないということか。
- ・ これまで独立行政法人の有識者会議として独立行政法人化の議論をしてきたが、官庁営繕に関しては基本的に独立行政法人化できない理由は何一つないというのが説明を聞いての感想である。
- ・ 今の行革の趣旨は成果を求めていくということになっている。現段階でどのような成果が出せるのか。提出期限があるのだから、その時点のものを出してもらわないと行政のマネジメントが進まない。しっかりやってもらいたい。
- ・ 営繕には政府組織内の間接部門という性格がある。内部管理的な間接部門はもっと民間に出せるということで、間接部門の扱いが今回の行革では重要となっている。また、国として関与する必要があるということと、職員が国家公務員であるということとは別の話。官庁営繕の業務を行う者が国家公務員であるべき必要性はない。
- ・ 管財業務を民間では一つの部門で実施しているが、国では国有財産管理部門と官庁営繕部門に分かれている。両部門で3,000人くらいの人員が配置されている。統合できるかどうかは別にして、業務を合わせて実施した方が効率的にできるのではないのか。
- ・ 営繕計画書に対する意見書を出す業務に相当多くの人員が配置されているようだが、各省庁が作成する営繕計画書のところで煮詰めてしまえば、意見を出す前の段階で決着が着くはず。そうであれば、意見書関係の業務に多くの人員を配置する必要あるのか。
- ・ 我々は公務の範囲を見直して、国家公務員以外の者ではできないのかどうかを検討してい

るが、官庁営繕については国家公務員でなければならないという前提の下に検討しているようであり、おかしい。

- ・官庁施設の保全業務については、「保全業務支援システム」を今後5年間で最大限活用し、200人の定員をどう減らしていくのか整理した上で純減数を示してもらいたい。
- ・官庁営繕の業務については、企画立案というよりも技術的観点からの指導業務であり、実施業務が大半を占めており、業務量ももっと減らしていくべき。非公務員型独立行政法人化するか、あるいは民間委託であれば相当大きい純減数を出す必要がある。
- ・工場など大きい財産を持っている民間企業では、財産管理、営繕等の業務を子会社に任せているところが多い。要は中央官庁に営繕の組織を置かなくてもよいのではないかということ。独立行政法人方式で行った方が効率性や透明性が確保されるのではないか。
- ・オフィスビル等の開発、管理等の事業を行っている民間企業は沢山ある。いいビルを作っているし、アスベストの問題もない。それらの民間企業の業務と官庁営繕の業務のどこが違うのか。官庁施設の営繕は民間企業で十分に実施可能ではないか。
- ・国家機関の建築物のストックが8万棟で、総延べ面積が5千万平米であると言われても膨大すぎてイメージできない。営繕業務全体でどのくらい効率化できるのかを我々は検討しているのであり、政府全体で営繕関係業務がどのくらいあり、そのうち官庁営繕部の業務がどのくらいのウエイトを占めるのか明確に示してもらいたい。その上で、どの業務分野でどの程度効率化を図るのか、具体的に示していただきたい。

以上のような意見交換を経て、国土交通省に対して、次のように伝えた。

- ・真に国家公務員を充てるべき業務の範囲について至急検討を行い、これ以外の業務について、民間委託や非公務員型独立行政法人への移行を真剣に検討すべき。
- ・官庁施設の保全業務について「保全業務支援システム」を最大限活用し、今後5年間で保全業務に係る定員（約200人）の大幅な削減を図るべき。
- ・政府全体における営繕関係の業務のうち、官庁営繕部の業務がどれくらいのウエイトを占めるのか明確にした上で、どの業務分野でどの程度効率化を図るのか、具体的に示すべき。
- ・本日の指摘を踏まえ、至急定員の純減方策の検討を進め、行政改革推進事務局に報告していただきたい。その報告の内容を踏まえて、再ヒアリングの要否も含めて今後の進め方を決定することとしたい。

(3) 国土交通省からのヒアリング（国土地理院関係）

資料3に沿って、国土交通省から説明が行われた後、質疑が行われた。各委員から述べられた主な意見は次のとおり。

（参考）国土交通省の回答のポイント

- ・ 具体的な純減数を示していない。
- ・ 国土地理院の任務は、国家行政の基礎となる国の基準点及び基本図を整備し、土地の測量及び地図の調製に一定の認証を与える重要なもの。国自らが主体となって直接実施すべきであり、独立行政法人へ移行することはできない。諸外国でも国自ら担当している。

- ・ 具体的な純減数の明示がなく、ゼロ回答と言わざるを得ない。総人件費改革に対して全く

協力するつもりがないのか。今までの業務を改善するつもりが全くないということか。まず、意識改革をする必要がある。率直に言って、測量法の改正等の企画立案以外の業務は非公務員型独立行政法人に移行すべき。

- ・昭和 42 年度から平成 17 年度までに定員を 22%削減したとのことだが技術が著しく進んだ 40 年もの間に 20%程度減らしたくらいでは本当に効率化しているのか疑問。内部管理要員が地理院本体の 20%いるが、113 人も総務部門にいるのは多すぎるのではないか。それだけをとっても、全く効率化されていないのではないかと印象を受ける。
- ・国土地理院の業務を国で実施すべきということと、国家公務員が実施すべきということは、分けて議論する必要がある。測量や観測、地理情報の提供等に係る研究や技術開発といった業務は企画立案という部分は少なく、成果の評価の基準を作れば、きちんとできる性質のもの。独立行政法人は中期目標を決めて、それに向けてきちんとした成果を出すという点で裁量が少ないが、しっかり国の仕事として実施する仕組みであり、国土地理院の業務は独立行政法人化になじむものである。国土地理院の業務全体の中で国として実施しなければならないものと、そうでないものを明確にした上で、後者について、非公務員型独立行政法人での実施を真剣に検討すべき。
- ・業務の必要性は理解するが、いかんせん技術的な話が多い。実施すべき業務の実施方法の効率化ということであれば、非公務員型独立行政法人になじむもの。本当に実施しなければならない仕事は削減すべきではなく独立行政法人に移行すべきと考える。実施しなければならない業務については基準を作って独立行政法人に実施させればよい。
- ・国際会議への政府代表としての出席は国の機関の国家公務員でなければという話があったが、必要であれば国土交通省の職員が出席すれば足りる。地図に「認証」を与えるということも独立行政法人の個別法に業務として位置付ければ問題はない。
- ・独立行政法人が実施した基本図の整備等の「認証」に相当大規模な国家組織が必要になるとか、国土地理院が独立行政法人化されれば、基本図の整備が非効率になるとともに測量制度が維持できず様々な測量が重複して無秩序になるとの説明は理解できない。
- ・国土地理院は地震が発生したら活断層の調査を実施するが、独立行政法人である防災科学技術研究所や産業技術総合研究所でも同様の調査を実施している。独立行政法人であっても、職員が国家公務員でなくとも高い信頼を得て業務を行っている。独立行政法人に移行しても国土地理院の業務が変わるものではない。
- ・資料の中に「国及び国家公務員の権威の下に実行可能」とあるが、公権力の行使でもないような業務にまでこのような理由付けを行うとすれば、独立行政法人の制度そのものを否定することになる。
- ・国土地理院の権威は、高い技術力への信頼によるものである。独立行政法人に移行しても技術力に基づく業務の信頼性は不変であり、権威が変わるものではない。
- ・独立行政法人は、業務が単純明快で第三者にも評価できるということが必要である。国土地理院の場合、国土の軸がずれて国境紛争という問題が起こった場合にどうするかなど、外から単純に第三者が評価できない部分があるように思う。単純に効率化のために独立行政法人化するということがよいのかどうか。今は、国土、領土の問題が難しい時期でもあり、そういうことも踏まえてしっかりした説明をしてもらいたい。
- ・GIS など業務量が増えているとのことであるが、中長期的にはどういう見通しを立てて

いるのか教えてもらいたい。

- ・業務や機能をどこに位置付けるかはよく議論する必要がある。仮に独立行政法人化した場合の評価についてであるが、測量したところが正しいかどうかは国家公務員が実施しても民間が実施しても検証は難しい。どういう方法で実施したのかそれが今、最善の方法であるかどうかで検証するしかない。これは独立行政法人が実施しているか民間が実施しているかによって、評価ができるできないという問題にはならない。

以上のような意見交換を経て、国土交通省に対して、次のように伝えた。

- ・測量法の改正等の企画立案業務など全体の中で国として実施しなければならないものと、そうでないものを明確にした上で、後者について、非公務員型独立行政法人での実施を真剣に検討すべき。
- ・総務部の定員は 113 人と本院の定員 562 人の 2 割を占めており、非常に大きい。内部管理業務の見直し等による総務部の定員の合理化を積極的に進めるべき。
- ・本日の指摘を踏まえ、至急定員の純減方策の検討を進め、行政改革推進事務局に報告していただきたい。その報告の内容を踏まえて、再ヒアリングの要否も含めて今後の進め方を決定することとしたい。

(4) 閉会

次回会議は 4 月 21 日に開催し、1 月 6 日検討要請事項についての再ヒアリングを行うこととなった。

< 文責：内閣官房行政改革推進事務局（速報のため事後修正の可能性あり） >

今回ヒアリング分の各省回答資料は、行革事務局ホームページに掲載しています。

<http://www.gyokaku.go.jp/genryoukourituka/dai9/siryou.html>